

農林水産省国立研究開発法人審議会

第4回林野部会

林野庁

農林水産省国立研究開発法人審議会

第4回林野部会

日時：平成27年12月15日（火）

会場：農林水産省本館7階第3特別会議室

時間：午前9：57～11：37

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議事

（1）国立研究開発法人森林総合研究所の中長期目標（案）について

3. 閉 会

午前9時57分 開会

○中塚研究指導課長補佐 おはようございます。予定の時間より早いですが、皆様おそろいなので、ただいまより開催したいと思います。

開会に当たりまして、林野庁の森林整備部長よりご挨拶申し上げます。

○本郷森林整備部長 皆様、おはようございます。林野庁森林整備部長の本郷でございます。本日は、師走の大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。きょうは、森林総研の第4期の中期目標案に係る林野部会を開催したいと思っております。

今、林野庁は、来年の6月、あるいは5月の末になるかもしれませんが、森林・林業基本計画の改定に取り組んでおりまして、その大きなテーマが、木材の利用拡大、新たな木材需要の拡大ということと、それに向けて原木の安定供給体制の整備ということが中心のテーマになっております。それを踏まえての林業の成長産業化を目指しているということでございます。

また一方で、つい先日COP21が終わりましたが、森林吸収源対策に向けて税制改正に向けて森林環境税の検討、あるいは、災害対策ということで、今般も台風18号のような非常に大きな被害を及ぼした豪雨災害が発生しており、それに対する備え、事前防災とか減災という観点での森林の整備保全ということなど考えなければならないこともたくさんありますけれども、森林・林業に対する期待は非常に大きくなっていると感じております。

地域の創生ということの中では山の資源、日本の国土の3分の2を占める森林の資源の未利用部分の活用なくして地方の創生はないと、石破大臣もおっしゃっておられるということもあり、ぜひとも今の期待に応えるべく森林・林業行政を進めてまいりたいと思いますし、その重要な部分を技術開発あるいは研究開発、あるいは、森林の整備・保全の現実の事業の実施、そういうことを担っている森林総合研究所に我々期待するところも大きいわけでございます。皆様に森林総研は今後どんな仕事をしていくべきなのかということをご議論いただきたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますけれども、冒頭のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○酒井部会長 それでは、ただいまから農林水産省国立研究開発法人審議会第4回林野部会を開催します。

本日の進め方等につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

○中塚研究指導課長補佐 本日の進め方等につきましてご説明をさせていただきます。

まず、会議の成立についてご報告いたします。委員・臨時委員・専門委員の8名の皆様ご出

席されておりますので、農林水産省国立研究開発法人審議会令第6条の規定におきまして、本日の部会は成立しております。

なお、本日の出席者につきましては、お手元に配付してございます出席者名簿、座席表により、ご紹介に代えさせていただきたいと思います。

次に、資料のご確認をお願いいたします。資料の一覧表がございましたが、資料1から資料3、それから、参考資料といたしまして1から7までございます。

資料1、国立研究開発法人森林総合研究所の中長期目標（案）についてという、A4横のポスター絵になっているものでございます。資料2、国立研究開発法人森林総合研究所の第4期中長期目標（案）の本編になっております。資料3、事前の意見照会とりまとめ結果でございます。

それから、参考資料1は、関係します閣議決定、総務省の通知、独立行政法人評価制度委員会の意見、農林水産省で見直しを行った9月の見直し通知、それから、総務省からのそれに対する意見が参考資料4でございます。参考資料5は現行の中長期目標でございます。参考資料6は総合科学技術・イノベーション会議の総務省の方針のもととなっている指針でございます。最後に、参考資料7は独法の通則法でございます。

それから、配付資料一覧には記載ございませんけれども、1枚つけさせていただいておりますのは、委員の皆様へ事前に暫定版として送付させていただいております資料から、本日お手元にお配りしております資料2の中長期目標（案）につきまして変更箇所がございますので、こちらにてご確認いただきたいと思います。

続きまして、議事の進め方でございますが、本日の議題であります森林総研の第4期中長期目標（案）につきまして、林野庁から資料1、2及び3により説明をさせていただきます。最初に私のほうから資料1の1ページから3ページ、それから、参考資料について若干ご説明をさせていただいた後、目標（案）につきまして、研究開発部門、森林保険業務、水源林造成事業ごとに、各担当課長から説明をさせていただきます。説明の後、質疑、意見交換等を行っていただきまして、本日の目標（案）に対する意見のとりまとめをお願いしたいと思います。

最後に、本日の議事録につきましては、後日皆様にご確認いただいた後、ホームページにて掲載させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○酒井部会長　ありがとうございます。

ただいまの事務局からの議事の進め方のご説明につきまして、質問、ご意見等はございます

でしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、引き続き事務局よりご説明をお願いいたします。

○中塚研究指導課長補佐 まず、資料1でございます。1枚おめくりいただきまして、1ページ、これまでの経過及び今後の予定につきましてご説明をいたします。

左側に記載しておりますのがこれまでの経過でございます。平成25年12月に独立行政法人等に関する基本的な方針が閣議決定されました。その後、平成26年に総務大臣の目標策定に関する指針が決定いたしました。そして、今年、7月に森林総研の第3期中長期目標期間の終了時の見込み評価を行いました。これを踏まえまして9月11日に、終了時における業務全般の見直しを林野庁・農林水産省として決定いたしました。これに対しまして、独立行政法人評価制度委員会のヒアリングを受け、先般11月17日に、独法評価制度委員会の意見をいただいたところでございます。これらを踏まえた上で今回の中長期（案）を作成しております。

右側の今後の予定ですが、本日の林野部会以降は、1月上旬から中旬にかけて本中長期目標（案）を農林水産省として承認の手続を経まして、2月の総務省独立行政法人制度評価委員会に諮問をいたします。その結果を踏まえまして、最終的に2月下旬頃、森林総研の中長期目標の決定という手続になっております。

それから、2ページ、3ページにつきましては、現行の目標の項目と次期目標（案）の項目の構成の比較を比較表としてご参考につけさせていただいております。基本的なところは継続性を持たせておりまして、若干、項目の移動はございます。それから、赤く入れているところが新たな項目として今回盛り込んだ内容となっております。

先ほど申し上げました（1）から（4）の閣議決定とか方針、意見等と申しますのは、参考資料1が基本的な方針の閣議決定を抜粋したものになっております。参考資料2が総務大臣決定の目標の策定に関する指針の抜粋でございます。参考資料3が農林水産省が決定いたしました組織全般の見直しの通知でございます。それから、参考資料4がそれに対する独法評価委員の意見を抜粋したものでございます。森林総研に特に共通する部分ということで、あるいは、個別に森林総研に対する意見を抜粋して参考資料としてつけさせていただいております。

資料等あるいは今後の予定につきましては以上でございます。

引き続きまして、目標（案）につきまして、担当の課長より説明をさせていただきます。

○宮澤研究指導課長 おはようございます。林野庁研究指導課長の宮澤でございます。研究開発部門につきまして、私から説明させていただきます。

まず、資料1についてご説明いたします。今、事務局から全体の構成につきまして、2ページ、3ページでご説明いたしましたが、その概略につきまして反映状況を説明させていただきます。

資料1の4ページをごらんいただきたいと思います。下に目標に反映すべき方針等といたしまして、今回の中長期目標では（1）にございます基本方針、（2）にあります指針、（3）にございます見直し、そして、（4）における独評委の意見、この4つをきちんと反映しなければいけないという基本的なフレームと言いますか、決まりがございます。この4ページにございますのはその中で研究開発成果の最大化に関する事項でございます。

このページの見方は、左にある方針等名称、例えば（2）、（4）と書いてあれば、これは指針で指摘されている、また、独評委の意見でも出ていたこと、その中身というのは、具体的かつ明確なアウトカムと関連させた目標設定をするように明記しなさいということが言われておりまして、一番右で、そのご指示は目標案の3ページから8ページでちゃんと反映しておりますということで、要は書くべきことをちゃんと書いているということのご報告でございます。①から⑧は、8種類のことが研究開発成果の最大化については言われておりますけれども、いずれも右にございますように各ページの中長期目標案の中に書いてございます。

おめくりいただきまして、5ページでございます。同様に、その他業務の質の向上に関する事項も、この4つの方針等からいろいろ指摘されております。研究開発関係につきましては、⑬でございまして、研究開発業務、森林保険業務、水源林造成事業の連携の強化ということが言われております。ここにつきましてもしかるべく目標案のほうに反映してございます。それから、この下、業務運営の効率化に関する事項ですけれども、これは従来の取組に加えまして、業務の電子化に取り組むということが指摘されておりまして、目標案の中にきちんと書いてあるところでございます。

おめくりいただきまして、6ページ、財務内容の改善に関する事項でございます。ここにつきましてもいろいろとご指摘がございまして、それぞれ目標案の中に記載しているところでございます。

最後、7ページでございます。その他の業務運営に関する事項ということで、内部統制、コンプライアンス、人材の育成・確保、情報セキュリティ等々指摘されておりますけれども、それぞれ記載しております。ごらんいただいたように①から②⑨、下にございます指針、方針等々では29個のことを指摘されておりますけれども、いずれも目標案にしかるべく反映しているということをご報告させていただきます。

続きまして、本題に入りますが、資料2でございます。中長期目標（案）をごらんいただきたいと思います。こちらにつきまして、研究開発分野のポイントにつきまして簡単にご説明いたします。

おめくりいただきまして、1ページ、2ページは全体的なことございまして、3ページから研究開発関係の記載がございます。3ページのア、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術の開発というのがございます。ここで小課題として、（ア）として森林生態系を活用した治山技術の高度化。

おめくりいただきまして、4ページでございますけれども、（イ）として気候変動関係、そして、4ページ下になりますけれども、（ウ）といたしまして生物多様性の保全等に配慮した森林管理技術の開発といったことに取り組むこととしております。現行の中長期目標では小課題の明示のみでございましたけれども、今般の中長期目標では具体的に明確なアウトカムと関連させた目標とか、事業のまとまりごとの達成時期の明示等を記載しているところでございます。

続きまして、5ページでございます。ここは林業分野の課題に入っておりますが、イで国産材の安定供給に向けた持続的林業システムの開発について記載しております。小課題といたしまして、（ア）として持続的かつ効率的な森林施業、林業技術の開発について記載しております。その下の段、（イ）に木材供給システムの開発に取り組むということで記載しております。

おめくりいただきまして、6ページでございますけれども、今度は木材産業分野の課題でございます。木材及び木質資源の利用技術の開発ということでございまして、小課題として同様に（ア）、資源状況及びニーズに対応した木材の利用技術の開発、それから、（イ）といたしまして、未利用木質資源の有用物質への変換及び利用技術の開発といった、バイオマスの部分についてここで記載させていただいております。

7ページにお進みいただきまして、エでございますけれども、ここは遺伝子利用と林木育種分野を課題として記載しております。小課題といたしまして、（ア）生物機能の解明による森林資源の新たな有効活用技術の高度化、そして、中段の（イ）で、多様な優良品種等の開発、育種基盤技術の強化といったことについて記載しております。

以上、研究課題につきましては、ア、イ、ウ、エ、森林、林業、木材産業、林木育種という4本の柱で構成してまいりたいと思っております。具体的内容につきましては、研究の継続性を踏まえて新たな取組なども記載しているところでございます。

続きまして、裏面になりますが、8ページをおめくりいただきたいと思います。(3) 研究開発成果の最大化に向けた取組でございます。ここにつきましては、大きく3本の柱を立てておりまして、アが「橋渡し」機能の強化、今回の目玉でございます。そしてまた、この「橋渡し」については大きく2つに分けておりまして、(ア)にございます産学官連携とか協力を進めていくということと、(イ)になりますけれども、研究開発のハブ機能の強化を進めていくということでございます。

次、9ページをおめくりいただきまして、イの研究開発成果等の社会還元、そして、ウ、研究開発の評価、資源配分及びPDCAサイクルといったことについて、しっかりやってまいりたいと思っております。

ちょっと飛びますけれども、11ページになります。研究開発につきまして、森林保険、水源林造成、それぞれの事業と連携していくということでございます。今般の中長期目標案につきましては、この3事業の連携強化を挙げておりまして、森林林業の分野に関する1つの組織において異なる事業を行っているという利点を生かしていくことが、各事業の効率的かつ効果的な実施に資するとともに、それぞれに成果の相乗効果が期待されと考えておりまして、アが森林保険等研究会の連携、イが水源林造成との連携でございます。

裏面にいきまして、12ページで、行政機関あるいは立場の研究機関と連携・協力を進めていくということについて記載しまして、さらに(3)で広報活動、研究開発について、きちんとしていただかないと、世の中への還元、「橋渡し」もスムーズに進まないところもございますので、ここについて明記しているところでございます。

続きまして、13ページでございます。2の調達の合理化でございますけれども、ガバナンスをしっかりとっていくということでございます。それから、下の3の電子化につきましても、今回目標案に記載しておりまして、これにより、出先機関を含めた情報の共有において手続の簡素化、迅速化、あるいは、テレビ会議などに対応できるネットワークの充実といったことを図る予定でございます。

おめくりいただきまして、14ページでございます。財務内容の改善に関する事項、1の研究開発業務の部分でございますけれども、特にここにつきましては、本年1月に改定されました独立行政法人会計基準等によりまして、運営費交付金の会計処理が業務達成基準によって収益化が原則とされたので、予算と実績を収益体の業務ごとに管理いたしまして、目的意識を持った業務運営を行うことで財務内容の改善を図っていくということを考えております。

最後になりますが、15ページから16ページにかけて内部統制の充実・強化、そして、16ペー

ジでコンプライアンスの推進ということでございます。そしてまた、人材の育成・確保。17ページから情報セキュリティ対策の強化。

18ページにまいりまして、PDCAサイクルをしっかりとやっていくと、情報セキュリティ対策の改善も図っていくといったようなことを書いてございます。また、この項で新たに盛り込んだ内容といたしましては、新たなイノベーション創出を図るためのクロスアポイントメント制度等の整備といったことについても言及しているところでございます。

研究開発部門、資料2の中期目標本文につきましては、概略は以上でございますけれども、事前に委員の先生方からご意見、ご質問をいただいております。それにつきまして、資料2の対応ぶりも含めてご説明したいと思います。資料3をごらんいただきたいと思います。研究開発部門につきまして、委員の先生方から事前に19個の意見をいただいております。この事前の意見に対する対応ぶりにつきまして、資料を見ながらご説明したいと思います。資料2と3を同時にごらんいただければと思います。

資料3でございますが、まず最初は酒井先生からのご意見でございます。「森林保険業務との関連で、科学面からの重点的な研究が望まれるのではないか」ということでございます。資料2でいきますと、3ページの28行目から4ページの22行目にかけて、(ア)の部分でございます。森林保険と研究開発の関係につきましては、先生のご意見もありますように、11ページで連携の全体像について書いてございます。

一方、先生からご意見いただいた「重点的な研究が望まれる」ということにつきましては、かなり個別具体的話になってまいりますので、ここについて中長期計画のほうで記載していきたいと思っております。ご意見は受けとめますが、中長期目標ではちょっと骨っぽいので、具体的な実行段階のこととして中長期計画で対応させていただきたいと考えております。

それから、意見の2番、中山委員からのご意見でございます。これは4ページの22行目から23行目をごらんいただきたいんですが、「森林劣化からの排出削減」というのが非常にわかりにくいということでございまして、これはご指摘のとおりでございます。一般の方にわかるように、ここは「森林劣化に由来する排出の削減」というふうに丁寧に修正したいと思います。ご指摘ありがとうございます。

続いて、意見の3番目でございます。5ページの2行目をごらんいただきたいと思います。ここで「復元力に富む森林へ誘導するための云々」と書いております。最近、レジリエンスということもございましたので、「復元力」と書いたんですが、確かにわかりにくいところもございますし、4ページの(ウ)で生物多様性の保全関係で書いていることから、「復元力に富

む森林」をやめまして、「生物多様性の保全等の機能が低い森林」というふうに修正して、酒井先生、中山先生からご意見いただいた「ちょっとわかりにくいのではないか」ということについては、このように対応させていただきたいと思っております。

それから、ご意見の4番目でございます。5ページの21行目から23行目にかけてのところをごらんいただきたいと思います。これは酒井先生と中山先生からいただいておりますけれども、「成果の普及というのをもうちょっと詳しく書いてはどうか」といったご意見でございます。実は他の課題でも「成果の普及」というのは何度も出てきておりまして、この後の第3の1の(3)で分野横断的に用いておりますので、個別の分野では記載せずに、「成果の普及」とさらっとしていただいて、個々のところで明記するという形で対応させていただきたいと思っております。

それから、ご意見の5番目でございます。これは6ページの3行目から4行目のあたりの「地域の産業と雇用創出に貢献する」というところでございますが、酒井先生、中山先生から「中山間地域での雇用について早めの対応が必要である」とか「研究成果というのはすぐつながるものであろうか」ということでご意見、ご質問をいただいております。

確かにおっしゃるとおり雇用創出そのものになりますと、主体は地元の事業体とか関係市町村ということになってまいりますので、実行段階で積極的に森林総研から働きかけ等を行うことになると思いますが、「雇用創出に貢献する」という表現についてはこのままといたしまして、実際の実行段階でちゃんと貢献できるような働きかけを行っていくということにしたいと考えております。

それから、ご意見の6番目、同じ6ページの15行目から16行目でございます。CLTにしまして、防耐火について言及しておりますけれども、酒井先生から「耐震化の部分も大事ではないか」というご意見をいただいております。ここはおっしゃるとおりなんですけれども、耐震性になりますと、建築分野の課題になりまして、別の研究機関がございまして、森林総研で他機関のメインテーマを露骨に書けないというちょっと微妙なところがございます。

実際は連携してやっているんですけれども、ここでは若干遠慮いたしまして、明記は難しいんですが、総研としては耐震性の研究開発の機関と連携・協力していくということをご報告させていただきますけれども、ここで「耐震性」というのを明記すると、建築分野、設計分野というのは総研の所掌なのかということまでいってしまいますので、記載はこのままとさせていただきます、実行段階で関係機関と連携・協力していくということにさせていただきたいと思っております。

資料3をおめくりいただいて、2ページ目に入りまして、ご意見の7番目でございます。6ページの12行目から13行目、これは田村先生と中山先生からいただいたご意見で、「大径材とか早生樹とかCLTとかボンボンと書いてしまうと、そこに限定しすぎてしまうのではないか」というご懸念でございました。

我々もそこは気にしております、12行目のところも「大径材や早生樹等の」と「等」をつけたり、あるいは、14行目も「CLT等木質材料の」ということで、他も読めるようにはしているんですけども、これを切ってしまうと一般の方が何をやるのかというのがわからないので、やはり代表事例は入れておいたほうがいいのかと考えております。ここはあくまで重要テーマの例示でございまして、実行段階ではそれに限定した研究開発を行うものではございませんけれども、読まれた方が何についてやるのかというのがわかるように、この例示はそのまま残させていただきたいと考えております。

それから、ご意見の8番目でございます。資料の7ページの6行目から7行目のところ、「生物機能を解明し、新たに有効活用することで、森林資源の保全を図りつつ、林産物の生産性の向上を目指し利用技術の高度化を求め」というところでございますけれども、ここはご指摘のとおり、丁寧にしたらかえって分かりづらくなったかなと思っておりますので、ご指摘を踏まえて削除いたしまして、原文の6行目の「を解明し、新たに有効活用する」から、7行目の「技術の高度化が求められている」ということで、シンプルにしたいと考えております。

それから、意見の9番目でございます。徳地委員からいただいた「水源林造成事業による成果の確認というのがどこかに入ってもいいのではないか」ということでございますけれども、ここにつきましては、資料の11ページの32行目、33行目のところに研究開発と水源林造成事業の連携について記載しておりますので、一応ここはそういったことは触れていると私どもは考えているところでございます。

それから、ご意見の10番目でございます。資料2の8ページの24行目から32行目に研究開発のハブ機能の強化のところで、民間事業体との連携強化についても書いてあるんですが、榎本委員から、地方で研究された成果につきまして、「県が特許を取得して、県内企業の利用を優先したりして必ずしも全国展開されていないのではないか」ということで、国として何かいい方法はないのかというご意見をいただいております。

ここはなかなか微妙なところでもございまして、研究機関が財務内容を改善していくために特許実施料を拡大していくということは改善の関係では必要でございまして、森林総研につきましても、14ページの12行目から13行目になるんですけども、受託研究等の外部研究資金の

獲得等が続いて、特許実施料の拡大等による自己収入の確保につながると記載しています。我々も特許収入をとっていくので、自分たちにとって、県は駄目というのなかなか厳しいところがございます。

ただ、これはむしろ林野庁の行政の問題だと思っております、行き過ぎた都道府県の閉鎖性などが見られた場合には、林野庁のほうで県に対して日本全体の発展のためにもうちょっと考えるべきじゃないかといった助言・指導をしていくものかなと思いますので、森林総研に対する取組課題というよりは、行政として過度に行き過ぎた閉鎖性があるときには、林野庁として指導・助言をやっていきたいと考えております。

続きまして、意見の11番目でございます。14ページの9行目から11行目のところでございます。セグメントの関係の開示につきまして、文野委員と中山委員からご質問、ご意見をいただいております。ここのセグメントの出し方につきましては、重点4課題ごとにセグメントを把握しておりますので、そのレベルで開示していきたいと考えております。

続きまして、ご意見の12番。ちょっと飛びまして、16ページの21行目から27行目の人材の確保・育成の関係でございます。これは田村委員から「研究者の流動化とか人材交流をグローバルに行う旨を加筆したらどうか」ということでございました。グローバルに行うか、あるいは、国内の関係機関との人材交流をやるということは、かなり個別具体的な人材交流のあり方に関する配慮事項に当たりますので、ここは中長期計画のときに言及することとさせていただきたいと思っております。

資料3の3ページをおめくりいただきまして、ご意見の13番目でございます。16ページの27行目、「様々なキャリアパスに誘導する」ということについて中山委員からご質問をいただいております。ここで言う「キャリアパス」というのは、森林総研の中でのキャリアパスということでございまして、例えば研究者が企画部門といった研究以外の業務にかかわることによって、経験や実績を重ねたり幅を増やすことで優秀な人材を確保していくということでございます。要は、研究だけをやるのではなくて、企画といった視点でも経験を積ませて視野を広げるということを意識しているものでございまして、そういった人材を確保するとともに、そのような人材を適正に評価していくということを考えているところでございます。

先へ進みまして、17ページでございます。4行目から6行目のところになりますけれども、中山委員から「外国籍の研究者の雇用の部分はどうか」というご意見をいただいております。ここは前の16ページで言及しておりまして、16ページの24行目の「女性、外国人等の多様な人材を確保し」ということで、外国籍の研究者の雇用については16ページの記載で対応している

のではないかと考えております。

ご意見の15番目でございます。17ページの9行目から15行目、人事評価でございますけれども、「学会活動への貢献といったものを評価で検討すべきではないか」というご意見をいただいております。ここは、実行段階での評価の物差しの考え方になってまいりますので、中長期計画で対応させていただきたいと考えております。

それから、ご意見の16番目。ちょっと戻りますけれども、1ページの15行目から16行目のところ、「緑の国土強靱化や地球温暖化防止など森林の多様の機能云々」となっておりますが、ここに「生物多様性の保全も加筆すべきではないか」というご意見をいただきました。

これはおっしゃるとおりでございますして、「緑の国土強靱化、地球温暖化防止、生物多様性の保全など森林の多面的機能云々」ということで、「生物多様性の保全」を加筆させていただきたいと思っております。ですので、「緑の国土強靱化と地球温暖化防止と生物多様性の保全」を併記するという形になります。

それから、ご意見の17番目でございますけれども、2ページの9行目でございます。田村委員からいただいたご意見でございますが、「研究成果の『橋渡し機能』」と書いてございますけれども、「研究成果が広く社会に活用されるための『橋渡し』」としたほうがいいのではないかと考えてございます。

項目の位置づけなんですけれども、2ページは総論的に目出しをしたところでございまして、社会に広く活用されることにつきましては、後ろの本文の8ページの14行目から17行目、特に17行目に「森林・林業・木材産業の担い手や関連企業等により活用されるよう」と書いてございますので、前の2ページの総論のほうは目出しで、原文のとおりとさせていただいて、8ページのほうでその趣旨を詳細に書くというやり方で、原文どおりにさせていただきたいと考えております。

それから、ご意見の18番目でございます。これは特にページはございませんが、中山委員から「今回の目標で高度化とか橋渡しとか、高度発揮といったことについて整理できないのか」というご意見をいただいております。実はこれは使い分けをしております、例えば技術とか手法を改良したり向上させるときには「高度化」という言葉を使っております。一方、「高度発揮」というときは森林の機能が発揮されるというような、主に森林のほうに向かっている言葉でございます。

ですから、技術面は「高度化」、森林面は「高度発揮」と使い分けております。ふだんの林野庁の使い分けでも、似ているんですけれども、そのように使い分けているので、ここは整理

はせずに、従来の使い方でいかせていただきたいと思います。それから、「橋渡し」は頻繁に出てまいりますけれども、今回の目標のキーワードなので、ここにつきましても、原文のとおりにさせていただきたいと思っております。

研究開発部門では最後でございますが、19番目のご意見で、中山委員から「国益を守るとか国際会議に出るとか、そういった役割についてもう少し触れるべきではないか」ということがございました。これにつきましては、8ページの34行目で「海外の研究機関、国際機関等と連携して、地球規模の課題等に対する国際貢献等を図る」とちょっと高らかに書いているので、ここで総研の国際的な役割については言及しているので大丈夫ではないかなと考えております。

長くなりましたが、研究開発部門については以上でございます。ありがとうございました。
○織田計画課長 計画課長の織田でございます。森林保険業務関連の説明をさせていただきたいと思えます。新たに記載した部分を中心に、資料1と資料2を使って説明させていただきたいと思えます。

まず資料1の5ページをお開きいただきたいと思います。真ん中の段の⑨と⑩の部分でございます。11月の独評委の意見の中で、保険金の支払いの迅速化に向けた取組に関する目標を明記しなさいということ、それから、加入率増加に向けた取組に関する定量的な目標を書きなさいと、こういう指摘があったということでございます。

それで、資料2の中長期目標の本体でございますけれども、9ページから10ページにかけてでございます。2の(1)の被保険者へのサービスの向上の中で、なお書きのアンダーラインを引いた部分でございますけれども、いろいろな状況があつて時間を要する要因がないという場合には、基本的には損害発生通知書を受理してから調査終了までを3か月以内とするという形で目標に明記したというのが1点。

それから、⑩の加入率の増加に向けた取組の目標といえますか、基準でございますけれども、10ページをお開きいただきますと、①から④の中で、ホームページや広報誌の発行による情報発信、あるいは、広くパンフレット等を配布する、これは3,000か所以上という数値目標も入れてございます。また、普及活動も年15回以上やると。さらには、保険業務の窓口である森林組合系統に対する研修も年6回以上やるといような形で、取組に関する目標を明記したということでございます。

次に、また資料1の5ページに戻っていただきまして、⑪でございます。これは9月の農水省の業務・組織全般における見直しの中で、保険業務の適正かつ効率的・効果的運営、加入促進、サービス向上ということが掲げられて、全般的な話ではございますけれども、これに関連

する基本的なものとしたしまして、引受条件に関連する考え方を記載してございます。

また資料2にいきますけれども、10ページをごらんいただきたいと思います。（3）引受条件というところで、近年の自然災害の発生傾向、木材価格等の林業を取り巻く情勢といったものを踏まえつつ、保険運営の安定性の確保、サービスの向上という観点から、適宜、引受条件の見直しを行うと、要はきめ細かにちゃんとやってくださいということを目標に明記したいと思っております。

次に、また資料1の5ページ、⑬の関係でございます。保険業務と研究開発業務の連携について、9月の農水省の見直しの中で指摘をさせていただいているところでございますが、これを受けまして、11ページの4の（1）のアに研究開発と森林保険の連携という部分を書かせていただいております。森林の自然災害に関する専門的知見を活用した保険業務の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用して森林災害に係る研究を推進するという、双方向の連携といった考え方を目標に掲げさせていただいているということでございます。

最後に、資料1の7ページをお開きいただきたいと思います。7ページの真ん中の㉔番の関係でございます。11月の独法の意見の中で、情報公開に関連する部分といたしまして、そこに書いてありますように、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況、あるいは、日本損害保険協会が策定するディスクロージャー基準、そういったものを参考にして情報公開をすべきというご指摘を受けているところでございます。

これを踏まえまして、資料2の17ページの3の情報公開の推進という部分の下のお書きのところに、「森林保険業務に関する情報公開に当たっては民間の損害保険会社が行っている云々」というようなことで、指摘を踏まえた記述を目標の中に入れさせていただいているということでございます。

目標に反映すべき方針を踏まえた主な新しい記載のご説明は以上でございます。

次に、資料3の事前にいただきました委員の先生方からのご意見、ご質問に対する考え方について説明させていただきたいと思います。森林保険の関係は資料3の4ページに5点ほど、ご質問、ご意見等をいただいております。資料2を使って説明させていただきたいと思います。

まず、資料2の2ページの中段、11行目から14行目ぐらいまで、前文の中で森林保険の関連の記載をさせていただいているところでございます。これにつきまして、志賀委員から、「前の研究論文の記述ぶりからちょっと流れが悪いのではないのか」といったご意見をいただいております。

そこで、ここに書いておりますように若干修文をさせていただきたいと思っております、

11行目の「森林保険は」の後に「森林・林業基本計画に基づいた災害による損失の合理的な補填等を行うための施策として」というものを挿入させていただきたいと思っています。上のほうで基本計画の話をしていますので、そういった流れでスムーズにいくのかなと思っています。

その関係で、15行目からの段落の中に同じフレーズがあるんですけども、そこは削除すると。その部分を上に移すことで流れがよくなるのではないかという、技術的な修文をさせていただきたいと思っています。

それから、9ページの被保険者へのサービスの向上という部分につきまして、文野委員から、「特会時代に予算制度が原因で保険金の支払いが相当遅れたということがあったのか」ということと、「特会時代の調査終了までの平均的な期間はどれぐらいだったのか」というご質問をいただいております。

特会時代は、想定外の災害の発生によりまして、予算額を上回るような保険金の支払いが必要となった場合には、予備費を充当することについて財務省の決定を受けてという段取りになりますので、時間がかかった例がございます。直近では平成19年度の支払い分がそうだったと認識しております。これは台風災によって大規模な国土被害が起きたということで、その関連で相当大きな支払いが生じたということと認識しております。

それから、特会時代の平均的な時間ということでございますけれども、いろいろなアクセス等の関係で調査開始あるいは終了までの時間は各種災害でバラバラなんですけれども、これも目標のほうに前提で書いておりますが、そういう調査に入るのが遅れるような要因がない場合には、これまでも大体3か月程度で完了していたと認識しておりまして、今回はそれを目標として明確に「3か月以内」と書かせていただいているということでございます。

それから、同じページの加入促進の部分につきまして、志賀委員から「森林所有者だけではなくて、森林組合職員あるいは施業プランナー、あるいは、森林経営計画作成者といった者に対してもPRをしっかりすべきではないか」というご意見をいただいております。

これを踏まえまして、10ページの①の部分につきまして、「ホームページや広報誌の発行等を通じ、」の文に、「森林所有者や森林経営計画作成者等に森林保険の概要や云々」というふうに、「森林経営計画作成者」という文言を追加させていただきたいと思います。まさに施業の担い手の理解がないと、所有者よりもどちらかというと担い手の理解がないと管理していただけませんので、ご指摘を踏まえて修正をさせていただきたいと思います。

それから、11ページの研究開発と保険の連携につきまして、志賀委員から「中長期的には森林総研が保険業務を行うという積極的な意味を打ち立てる必要があるのではないか」といった

ご意見をいただいております。いただいたご意見につきましては、まずは今回の中長期目標に基づいて研究と保険の連携の実績を積み重ねていくことといたしまして、将来的にそれを踏まえてどういう目標あるいは方向性で連携していくのかということについては、今後の検討課題とさせていただければと思っております。

それから、17ページの情報公開の推進の関係で、文野委員から「資産運用業務なども公表して、事業の透明性の確保に努めてください」というご意見がございました。ご指摘の資産運用業務につきましては、独法の保有する情報の公開に関する法律に基づく公開事項にも該当していると認識しておりまして、独法では27年度の決算からその状況について今後公表する予定としておりまして、28年度以降も公表していくということになったと認識しております。

森林保険業務関係の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○池田整備課長 続きまして、水源林造成事業に関する部分について、整備課長の池田から説明させていただきます。

初めに資料2の2ページをお開きください。26行目のなお書きの部分になりますけれども、水源林造成事業につきましては、平成20年4月に旧緑資源機構が解散したことに伴いまして、経過措置として森林総合研究所において暫定的に事業が承継されてきたところです。

平成25年12月に閣議決定されました「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」におきまして、水源林造成事業については、受け皿法人の検討について現行の中期目標期間終了時まで結論を得るとされたことを受けまして、省内で検討を重ねた結果、これまでの研究部門と水源林造成部門との相乗効果の検証を踏まえまして、今後とも引き続き森林総合研究所において、研究開発の相乗効果の発揮に向けて連携強化を図りながら、事業を着実に実施するということで記載しております。

次に、同じく資料2の15ページの9行目をお願いします。3の(1)の長期借入金等の着実な償還について、これは独法評価制度委員会の意見を踏まえまして新たに記述した部分でございます。独法評価制度委員会の意見としましては、参考資料4の7ページから8ページの水源地林造成事業の償還計画策定と公表というところで意見が整理されております。

この参考資料4に書いてあることを踏まえまして、今回、中期目標案におきましては、「当中期長期目標期間中に長期借入金及び債権について〇〇億円」とありますが、現時点の暫定算定額では1,129億円になります。これを確実に償還することとし、その際、水源林造成事業においては事業の透明性や償還確実性を確保するため、債務返済に関する試算を行い、その結果を公表するというところで記述しているところでございます。

また、この部分につきましては、資料3の各委員からのご意見の5ページ、文野委員から「水源林造成事業の丁寧な説明とともに、償還計画を説明することにより国民の理解を得られるように努めてください」というご意見を頂戴しております。こういったものを踏まえて書いているものでございます。

森林総合研究所におきましては、水源林造成事業に係るリスク管理を透明かつ適切に実施するために、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づきまして、公認会計士や弁護士をはじめとする外部有識者を含めた委員で構成する水源林造成事業リスク管理委員会を本年1月に設置したところでございまして、この管理委員会の下で収支見通しの試算についても、委員の専門的見地からの評価・意見等を踏まえまして、試算方法及び算定因子の妥当性等について検討するにしています。これらの取組等によりまして、事業の透明性や国民に対する説明責任を果たしていきたいと考えております。

また、ほかの委員からも幾つかご意見を頂戴しております。資料2の10ページの33行目、事業実施手法の高度化のための措置ということでございまして、次の11ページの4行目に「既契約分については、長伐期伐施業や複層林施業に施業方法の見直し等により、事業実施手法の高度化を図る」という記述がございます。

この部分について資料3のとおり、榎本委員から「複層林施業については十分な育林体系と成果が確立されていない。中でも単木的な複層林施業は風害等にも遭いやすく、繊細な照度コントロールを要することから、ますます進むと思われる労働不足への対応と逆行する。また、既契約分において収穫コストの増加、収穫量の減少につながりかねず、既契約の土地所有者との摩擦を生ずることを懸念する」といったようなご意見を頂戴しております。

この複層林誘導等の考え方につきましては、現行の森林・林業基本計画におきましても、急傾斜地、高地など、立地条件が悪くて森林所有者の自助努力等によっても適正な整備が見込めない、こういった森林等について広葉樹の導入による針広混交複層林への誘導を通じて、多様な森林の整備を推進するということをうたっておりまして、水源林造成事業におきましても、水源涵養機能等の公益的機能の一層の発揮、また、生物多様性の保全、地球温暖化防止等の面から、貢献できるような多様な森づくりを推進することを目的として、複層林化等へ向けた必要な契約変更の実施についても進めているところでございます。

森林整備センターにおきましては、貯水池の上流など地域の要請に応じまして、公益的機能の発揮が求められる特に高い地域について複層林に誘導する必要があつて、かつ、分収契約の当事者の了解が得られたところについて複層林への契約変更に取り組んでいます。そのときの

施業の具体的な方法ですけれども、いわゆる二段林など同じ林分で林齢の異なる樹木を管理して、光コントロールをきめ細かくやるというのではなくて、一定規模の面積、500ha以上が確保できる施業地におきまして、照度管理や保育作業を的確に行うことが比較的容易な群状または帯状に伐採して、その跡地へ広葉樹等の植栽や更新を促すことにより、面的に多様な生育段階の森林がモザイク状に混在するような複層林、森林に誘導していくことを基本としてやらせていただきます。

その際、残存する広葉樹等の配置にも十分配慮しまして、更新した林地では下刈り、除伐等を適切に行うとともに、周辺の残存林については必要に応じて間伐等を適切に実施するといったようなやり方で進めさせていただいています。最近の5年間の実績としましては、複層林施業への契約変更117件で約7,000haとなっております。参考までに長伐期施業の変更は約3,000件で約11万haとなっております。

続きまして、田村委員から、同じく資料3にありますようにご指摘いただいております。資料2の10ページでございますけれども、事業の実施手法の高度化の措置の中で、現行の中期目標では、事業評価システムによる期中評価の結果について確実かつ早期に事業実施に反映させるという項目があったんですけれども、今回の中期目標案からは削除しております。

これはなぜかということですが、現中期目標期間中に、森林センターにおきまして、期中評価の指摘事項を踏まえて、チェックシートを用いて確実に事業実施に反映させるという仕組みに変えさせていただいております。事業評価システムによる期中評価結果の反映として、造林者が提出した新植、保育等の施業の実施計画について、その内容が期中評価の指摘事項に対応しているかをチェックシートで審査しまして、中期目標期間内に事業に反映させるというものです。

このチェックシートの活用については、平成22年度までの前中期目標期間中は、期中評価で対象となった契約者のみ、このチェックシートで対応していたんですけれども、現行の中期目標期間では、造林者が提出した全ての事業実施箇所で、このチェックシートを用いて適正に施業されているかどうかをチェックするという仕組みに変えさせていただいております。こういったことをもう既にやっているということで、今回の目標案からは削除させていただいたところでございます。

水源林造成の関係については以上で説明を終わらせていただきます。

○酒井部会長 どうもご説明ありがとうございます。

ただいま、森林総合研究所の中長期目標（案）につきましてご説明いただき、また、委員の

事前の意見に対するご説明もいただいたところです。どなたからでも結構ですので、ご質問、ご意見等をお願いいたします。

ご意見、ご質問等ないでしょうか。それでは、文野委員、よろしくお願いします。

○文野臨時委員 どうもご説明ありがとうございました。私から質問といいますか、コメントしたところでちょっと補足させていただきたいと思います。

資料3の2ページの項目の11のセグメント情報というところなんですけれども、ちょっとだけ補足させていただきたいと思います。最終的な開示としては会計基準によってセグメント情報を開示しようとなっているので、3つか4つ、5つぐらいのところで開催されると思うんですけれども、本来のセグメント情報の出来上がり方というのは、会計基準ありきではなくて、事業の内部の判断をどういうふうにやっていますかというものの積み上げを公表してくださいという形なので、業務中心なんです。

資料2の9ページの13行目、14行目のところに、「このため、厳格な評価を行い、予算、人員等の資源を的確に配分するシステムを構築する」。この「予算と人員等の資源を的確に配分する」と、人員をどういうふうに割り振るとか、研究費はどうするとか、その研究機材をどういうふうに買うとか、予算をどういうふうに使うとか、こういった役員会とか幹部会議といったものが総研さんのほうでやられると思うんですけれども、そのときに使う資料の積み上げを公表しようということなんです。

ですから、会計基準ありきのほうではなくて、できるだけ内部の計数管理がうまくできていますかというところを重点に置いてやっていって、最終的にアウトプットをちょっとだけ公開するというようなイメージで捉えていただくと、このセグメント情報というのは会計基準に書いてあるからやらなければいけないんだみたいな感じで、経理のほうで適当に数字を按分してやっていくということになると全く意味がない、経営と全く結びつかないものになってしまうので、その点をちょっとだけ補足させていただきたいなということでございます。

○酒井部会長 ありがとうございます。

よろしいですか。

○宮澤研究指導課長 参考にさせていただきます。

○酒井部会長 ほかにご意見ございますでしょうか。では、志賀委員、どうぞ。

○志賀臨時委員 資料3の森林保険業務のところ、目標案に関しては計画課長よりご説明いただいたような対応でよろしいかと思いますが、加入促進と、研究開発、森林保険の連携について補足というか、目標自体はこういうことだろうと思いますが、今後、計画策定になった場

合の参考意見を申し上げたいと思います。

1点は、加入促進のところで、所有者が森林保険に加入するメカニズムを考えたときに、所有者が自発的に加入するというよりも、間伐や造林のときに事業体や森林組合に勧められて、所有者がそれを「いいですよ」と言うというのがかなり実態に近いのかなと思います。そうしたときに、これは目標ということでかなりオーソドックスな手法が並んでいると思うんですね。

所有者は結構高齢の方が多いということがあるかとは思いますが、事業体とかプランナーというところになると、広報媒体として届くいろいろな媒体もIT関係のいろいろな媒体があるし、コストもそういうところは結構安く有効にやれる手法もあろうかと思いますので、計画段階ではそういうことも念頭に置かれて、この目標を達成したその上にどういう新しい加入促進の取組を展開していくかという視点が重要であろうかと思います。

それから、次の研究開発と森林保険の連携で、とりあえず研究開発、森林保険を連携するというのはすごく重要だと思うんですが、1+1が2という感じをちょっと受けて、研究開発法人のリソースとしてこういうことになった先をどういうふうに見通していくかという姿勢が、今後の課題で結構だと思いますが、何か出てきたらいいのかなと思います。

以上です。

○酒井部会長 どうもありがとうございます。

ただいまの志賀委員のご指摘、ご意見につきまして、何かありましたら、お願いいたします。

○織田計画課長 1点目の部分でございますが、加入促進の工夫といいますか、いろいろな媒体を使った、もしくはそのターゲットについていろいろな想定をした上で工夫するということにつきましては、これから計画をつくることになりまして、実際の年度計画等々も含めて、工夫できる部分については独法とも連携して検討させていただきたいと思います。

それから、連携の部分でございますけれども、研究分野でも保険関連で出てくるデータ等々も活用して何かできないかということで、双方向でとは考えておりますけれども、具体的に目玉的なものが今はまだ目標で書けるほどの想定できるものがないものですから、その部分については、説明のときに申し上げましたように、実績を積み重ねて議論をする中で、研究法人が保険をやる意義が高まるといった観点でどういう連携ができるのかというのは引き続き検討させていただきたいと思います。

○酒井部会長 ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。では、小島委員。

○小島専門委員 水造のところですが、資料3の2番の榎本委員のご意見のところ、

複層林施業というのは群状あるいは帯状の択伐によって広葉樹を混ぜるとお答えになっていましたけれども、それは複層林ではない。複層林というのは、その場所で複層化してないと複層林ではないと思うんですけれども、違いますか。

○池田整備課長 我々が基本計画等を整理している中では、学術的に二段林になっているとか三段林になっているような、林齢の異なる複層状態のものを複層林という場合と、一つの面的に全体を捉えて、その面の中にいろいろな成長段階の森林が混ざっているという、広く群状あるいは帯状に捉えた複層林というのもうたってまして。そういうふうな形で我々は考えております。

○小島専門委員 林野庁さんとしてはそれで用語として使っているんだということですが、学術界ではそうではないので、研究所とすり合わせて下さい。研究所もそれでいいというのであればそれで構いませんが、複層林というのは技術開発が非常に難しいと榎本委員がおっしゃるように、非常に困難なところを頑張って皆さん研究開発をしているところに、広葉樹を面的に混ぜればいいんだというのは、ちょっと説明がつかないことがあると思います。それでも森林の多面的機能が高度に発揮されるのであるというようなデータをお示しいただいて、そういう形も複層林として認めるということでやっていくんだということが言えるのであれば、それを明示した上で、森林・林業基本計画にどう書いてあるのかわからないですけれども、どういう形のを複層林とするのかということをお示しいただいたほうがよろしいかなと思います。

あと、収益性なんですけれども、既契約に関しては、あまり収益性を落とさないようにするという配慮はどうしても必要だと思っておりまして、広葉樹を混ぜればいいというのは、ここで榎本委員がおっしゃるように言い訳としては使えるんですけれども、そうでなく、収益を確保できるように最大限努力するような方向もおとりいただくということをお願いしたいと思います。

○織田計画課長 複層林の関係でございますけれども、いわゆる単木的な複層林と、モザイク的な複層林があると、そういう定義をしているというのは全国森林計画の中でもうたっておりまして、モザイク的なやつは帯状、群状というのがございますけれども、別に1伐区は何ヘクタールでもいいというわけではなくて、一定の広がりの中で、例えば群状であれば1ha未満とか、帯状であれば樹高の2倍という基準を設けた上で群状、帯状も複層林という定義の中に含めるという整理をさせていただいております。

○本郷森林整備部長 学術的かどうかは別として、行政的な整理と言ってしまえばそのとおり

なんですけれども。

○酒井部会長 その辺、田中理事、何か補足ありましたら。

○田中森林総研理事 確かにアカデミックなほうからはちょっと違和感があるのかなと。というのは、従来進められた複層林というのが単木的なものであって、施業として非常に難しい、光管理の面からみても下層の樹木をきちんと育てていくというのはかなり難しい。これは研究サイドから林野庁の皆さんにもインプットして議論をしてきたところですので、きょうのお話にあったように、林野庁の皆さんのほうでも用語としての複層林を使わないというようにドラスチックに変えることに関してはまだ進んでないと思うんですが、単木的に上下関係を持った二段林は無理だろうということに関しては共有認識いただいていると思っています。

我々としては、「そう」というのを「階層」の「層」ではなくて、フェーズというような「相」ということで、水平的にそこを分けないととてもそういう施業はできないと考えています。この件に関しては、林野庁の皆さんもご理解いただいている中で、複層林というのはこれからはそういう方向でいこうという意図でここでは用いられていると考えています。ただ、言葉の混乱というのは確かにあるので、これからどういうふうに整理できていくかというのは、アカデミックな世界の方々とも相談しながら落ちつくところにいけばいいかと、個人的には思っています。

○酒井部会長 では、榎本委員。

○榎本専門委員 今、小島委員が指摘されたとおりだと思うんですが、そもそも森林・林業基本計画が議論されておりますけれども、その中で複層林化を全体の森林の、単層林と複層林の面積はほぼ600万haですか、同じようなぐらいにまで持っていこうという大きな計画自身が非常に問題な点があるのではないかと考えますので、今の複層林の学術的なものと行政庁の考え方というものを、今後もうちょっと整理する必要があるのではないかと。しかも、その辺のところで計画量が非常に莫大ですけども、実質それが過去5年間で実施できたというのは非常に少ないというあたりが今後の一つの課題ではないかなと理解しております。

○酒井部会長 どうもありがとうございます。

何かコメントございましたら、お願いします。

○本郷森林整備部長 整備部長の本郷です。11ページの6行目、「既契約分については、長伐期施業や複層林施業に施業方法を見直す等により、事業実施手法の高度化を図る」と書かれているこの複層林施業、もちろん榎本さんがうがった見方をされて、施業不良地を針広混交の複層林にすることがあるんじゃないかと。そのようなことが全くないとは言いませんけれども、

それよりも、今現実にはちゃんとした一斉の人工林の林分は、これを切ってしまったら誰もあと植えないのではないかということなので、少しずつ切りすかして少しずつ広葉樹が入って、造林木を全部切ったときには天然林に戻っているといってお返ししましょうと。

○榎本専門委員 ああ、そういうことですか。

○本郷森林整備部長 再造林をしないという意味では非常に問題があるのかもしれませんが、全てに広葉樹が入ってくることは難しいわけで、そういうところは植え込まなければいけないということだと思います。できるだけ跡地造林の負担を減らそうというようなことを狙って、今後、長伐期施業でずっと伐期を延ばして、最後皆伐してまた植え直すだけではなく、もちろん所有者の了解を得なきゃいけないので、所有者の了解を得た上で契約変更するわけですが、そういうふうにはちゃんと更新してないところはちゃんと植え込んで、最後に針広混交林にして、造林木を全部切ったときに森に戻っている、所有者の負担をできるだけ少なくするような形で、というようなことを目指そうと思っているということをぜひご理解賜ればと、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、そういうことです。

○榎本専門委員 わかりました。初めて伺いました。

○本郷森林整備部長 複層林施業については、できるだけ皆伐の面積を小さくして、公益的機能の発揮がダウンする割合を少なくする、あるいは、時間的な回復を早くできるような方法で施業するという観点で考えています。織田から説明がありましたように、群状、あるいは、帯状という、面積としてはある程度広いんですけども、樹高の2倍で、林縁効果がきちっとあって、また、侵食とか何とかということに対しての危険度を弱めることができるような皆伐というか、伐採の伐区のととり方によってモザイクにしていく。田中理事からもお話ございましたけれども、そういう形で時間的にも空間的にもモザイク的な山づくりをするということを目指していきたいと思っています。

○酒井部会長 田村委員、どうぞ。

○田村委員 同じく水源林造成の事業実施方法の高度化のことについてですけども、今回の目標案の中にはいかに事業を効率的にやるかというところの記述がなくなっているので、既契約分の収益確保ということと関係するのかもしれませんが、実際に事業の効率性をどうやっていくかという記述が必要なのではないかと。現行の目標にはそういうような記述はあったんですけども、今回、「事業の効率性」という言葉が消えているので、その辺は少し考える必要があるのではないかと思います。

○池田整備課長 ありがとうございます。水源林造成事業につきましては、確かにご指摘の

ように、事業の効率性というのを大前提として我々も考えて取り組んでいるところでございます。現行の目標案の中で書いている内容について、「業務の効率化を反映した運営」ですねこの部分についてはご意見も踏まえて再検討させていただきたいと思います。

○酒井部会長 よろしいですか。

先ほどの複層林の一連の議論ですけれども、榎本委員のご心配されるところは、まだ技術未確立の中でというのがありますので、ぜひこの計画の中で、森林総研としてもPDCAサイクルを回して、チェック機能を働かせていただきたいと思うんですが。要望といいますか、コメントです。

○田中森林総研理事 非常に重い責任だと思っています。確かに難しいのですよね。そう簡単ではない。目指した方向性は正しいと思うのですが、これを技術で担保していくのが研究者の仕事だと思っていますので、その方向に向けて計画の中でも努力していきたいと思っています。

○酒井部会長 それが科学の進歩につながるんだろうなと思いますけれども、よろしくお願いします。

ほかにご意見とかご質問ありますでしょうか。どうぞ、徳地委員。

○徳地臨時委員 くどくてすみません、今のお話で、私、水源林造成の評価を指摘させていただいたんですが、この中に盛り込むのはちょっと無理ということだろうと思うんですが、水源林、このままだと何してもいいようなふうになってしまいますので、森林総研に評価をしていただいて、その上で改編、見直しをかけていくということをぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○酒井部会長 その辺、整備課のほうではどうお考えでしょうか。

○池田整備課長 水源林造成の関係については、説明の中でも触れましたけれども、コンプライアンス委員会等を設けて、外部の有識者の意見を聞きながら、適切に事業の運営を図っていきたいと思っています。そういった面で年度、年度できちっとそういうふうな改善についてもしっかり取り組んでいきたいと思っています。

○酒井部会長 どうぞ。

○徳地臨時委員 水源林事業の評価の基準というのが、公益的機能の持続的発揮に資するところの評価も同時に行っていただきたいということで、よろしくお願いします。

○池田整備課長 はい。ご意見、参考にさせていただいて、しっかり取り組みたいと思います。

○酒井部会長 ほかにご質問等ございますか。では、小島委員、どうぞ。

○小島専門委員 中長期目標ということで今回お話を伺いましたけれども、質問のお答えの中

で中長期計画で対応ということが何件かございまして、この林野部会がどこまで対応するかというところがよくわからないところがあるんですね。今後の評価につきましては、中長期目標の達成度を評価するということだと理解しているんですけども、この中長期計画はどのような作業スケジュールで提示されて、そこに対して我々の林野部会はどのように関与するのか。前回とは違うと思うんですけども、その達成度をどのように気にしたほうがいいのかということをお知らせいただきたいんですが。

○中塚研究指導課長補佐 次期中長期計画につきましては、本日のご意見を踏まえ、森林総研で次期中長期計画（案）を作成いたします。今後の予定といたしましては来年2月上旬を予定しており、中長期計画（案）に対する委員の皆様のご意見を伺いたいと考えているところでございます。

○小島専門委員 随分目標が細かく書かれていて、ほとんど計画のような状態になっているんですけども、さらにこれを細かくして計画を書くということでございますか。

○中塚研究指導課長補佐 はい。

○小島専門委員 わかりました。それについては、計画に対する達成度も合わせて林野部会として見ていくということになりましょうか。

○中塚研究指導課長補佐 今後の評価につきましては、基本的に中長期目標に対する評価ということになっております。

○酒井部会長 小島委員、よろしいですか。

○小島専門委員 はい。

○酒井部会長 ほかにご質問ございますでしょうか。きょうのご説明に限らず、何か感想でもございましたら、お願いします。

田村委員、お願いします。

○田村委員 いただいた参考資料の中で2点ほどお聞きしたいことがあります。

まず1点目は、参考資料1の閣議決定した基本的な方針という資料の18ページ、森林総合研究所等に関する記述の中の一番最後のポツの、しかも一番最後の行の水源林造成事業についての記述の中で、最後のところに「契約の適正性」という言葉が出てきているんですけども、この契約というのは何を指しているのかということをお教えいただきたい、何の契約のことを言っているのかということをお教えいただきたいということ。

それと多少関連するんですけども、参考資料4の7ページ、ここは水造の部分なんですけれども、（注2）で分収林契約の補足説明があるんですけども、分収というのは2者と3者

の契約パターンがありますけれども、2行目から「水源林造成事業は土地所有者、造林者、森林総合研究所の3者が分収造林契約を締結する」と書いてあるので、これをこのまま読むと、水造の分収契約は全て3者契約というふうに理解していいのでしょうかと。

以上2点です。

○大沼森林資源循環施業推進官 先ほどありました契約でございますけれども、これは水源林造成事業の個々の事業の契約のことを指しております。資料の閣議決定の18ページになります。これは水源林造成事業の契約の適正性ということになります。

それからもう一つのほう、見直しの意見についての7ページ目でございますが、水造事業は基本的に3者で行うものが多いんですけれども、実際に土地の所有者さんが造林を実行できる方もおられます。そういう方については2者での契約ということになります。ですので、分収造林契約でも、3者がメインですけれども、2者の部分もあるということでお考えいただければと思います。

○田村委員 そうすると、閣議決定のほうの「契約の適正性」というのは3者が適正だという意味なんですか。

○大沼森林資源循環施業推進官 そういうことではなく、水源林造成事業は公共事業に区分されますので、公共事業として契約が適正性を確保していただくというふうに理解しております。

○田村委員 2者契約というのがあるというお話でしたけれども、それは全体のどれぐらいあるのでしょうか。割合でもいいんですが。

○大沼森林資源循環施業推進官 正確な数字は後ほどまた回答させていただきますけれども、かなりの部分が市町村と分収造林契約していると。35%が2者契約ということでございます。実行できる者、生産森林組合みたいなものがありますけれども、そういうところと契約している部分については2者になっているということです。

○田村委員 状況はわかりました。ただ、契約の適正性ということが、具体的にどういうふうに行われて、適正性が確保されているのかというのが、まだよく私自身にもわからないので、どこかで一回知りたいなという気持ちはあります。

○池田整備課長 では、また別の機会にきちんと説明させていただきたいと思います。

○酒井部会長 ほかにご質問等ございますでしょうか。どうぞ。

○池田整備課長 先ほど田村委員のほうから事業の効率性についてご指摘いただいて、それを踏まえて前の計画を参考にして修正を加えたいと思っておりますが、この部分、前の計画で言っ

ていた期中の評価の関係については、現行チェックシートの中できちんと担保して事業実施を行っていき、一つひとつの契約においてその辺の妥当性は評価しながらやっています。

そういったことはやっているんですけども、ご指摘も踏まえて効率的に事業を実施していくという必要性というか、取組を明らかにするという意味で、文章の見直しを検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○酒井部会長 ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ご意見もおおよそいただきましたので、第4期中長期目標（案）への意見につきまして、とりまとめに入りたいと思います。第4期中長期目標につきましては、全体としては了承としまして、事前の意見につきましては、先ほど林野庁のほうから懇切にご説明いただいたところです。本日頂戴いたしました新たな意見につきましては、事務局と相談しながら検討して、その取扱につきましては、私に一任ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○酒井部会長 では、異議ないということで。ありがとうございました。

それでは、そのような取扱としたいと思います、事務局から何かございますでしょうか。

○中塚研究指導課長補佐 事務局から、今後、独法制度評価委員会へ諮問いたしますけれども、それに当たりまして、総務省などから記載内容、項目等につきまして独法全体の並び等をとられる場合もございます。そういったときに総務省から追加の指示がある場合は、酒井部会長と相談させていただき、本日も承いただいた目標案を大きく変更するものでないものについては部会長に一任させていただきたい。また、逆に大きく変更する場合には、書面会議などの手続により改めて皆様にお諮りしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○酒井部会長 ただいま事務局からご説明ありましたけれども、記載内容の追加などがありました場合は、本目標案を大きく変更するものかどうかの判断、また、その記載内容や書面会議の可否につきましては、部会長に一任ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○酒井部会長 それでは、異議ないということで取り計らいたと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、少し予定の時間より早いですけれども、議事を終了したいと思います。

事務局から連絡事項等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○中塚研究指導課長補佐 先ほども若干触れましたけれども、今後の予定でございます。次回

の林野部会を来年2月上旬ごろに開催させていただければと思っております。

次回につきましては、今回の中長期目標案に対応した評価軸の設定の関係と、森林総研が策定いたします中長期計画につきまして、ご意見を頂戴したいと考えております。その際のご議論に当たりましては開催時点の中長期目標案をベースに行うこととさせていただきたいと思っております。最終的な確定版の内容が今回の案から大きく変更された場合には、また改めて部会長と相談させていただきまして、対応することとさせていただければと考えております。

日程の調整につきましては、本日以降メール等でご連絡をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○酒井部会長 どうもありがとうございました。

それでは、熱心なご議論、ありがとうございました。以上をもちましてこの場を閉じます。
ありがとうございました。

午前11時37分 閉会